

事務連絡
令和3年3月4日

各都道府県教育委員会指導事務主管課
各指定都市教育委員会指導事務主管課
各都道府県私立学校事務担当課 御中
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務担当課

文部科学省初等中等教育局教育課程課

実社会との接点を重視した課題解決型学習プログラムに係る
実践研究の実施について（依頼）

文部科学省では、主権者として必要な資質・能力を育む教育を推進するため、標記の事業を実施することとしています。

については、別添のとおり本事業の委託要項及び公募要領等を送付しますので、都道府県教育委員会におかれては域内の市区町村教育委員会に対し、都道府県私立学校事務主管課におかれては、所轄の学校及び学校法人に対し、附属学校を置く国公立大学法人附属学校事務担当課におかれては、その管下の学校に対し、本事業の公募について御周知の上、実施の希望がある場合は、事業実施計画書を作成の上、令和3年3月29日（月）までに御提出くださるようお願いいたします。

なお、委託契約の締結は令和3年5月下旬以降が見込まれることをあらかじめ御承知おきいただき、事業実施計画書は、5月下旬以降からの取組内容を記載いただくようお願いいたします。

お忙しいところ恐縮ですが、本事業の実施に向けて、御理解、御協力をいただけますようお願いいたします。

<事業の概要>

- 選挙権年齢及び成年年齢が18歳以上に引き下げられ、生徒にとって政治や社会が一層身近になる中、小・中・高等学校等において、児童生徒に持続可能な社会づくりに向かう社会参画意識や社会形成に参画する態度等を育むことをねらいとして、地域や現実社会における諸課題を追究したり解決したりする実践的な学習プログラム（高等学校においては、平成30年3月に公示した高等学校学習指導要領の公民科に新必修修科目として設置された「公共」の目標や内容の趣旨を取り入れた指導の工夫について含めること）を開発し、その成果を普及することによって各学校における取組を促し、主権者として必要な資質・能力を育む教育を推進する。
- 教育委員会又は学校の設置者（以下、「教育委員会等」という）及び教育委員会等が指定する学校（以下、「実践校」という）において、次に示す類型Ⅰ・類型Ⅱ・類型Ⅲのいずれかの実践研究を実施し、学習プログラムを開発する。

【類型Ⅰ】 ※（ ）内は中学校

小学校又は中学校の社会科において、主権者として必要な資質・能力を育むため、その地域社会の抱える具体的な課題等の解決策について考察したり構想したりするなど、実社会との接点を重視した学習の在り方についての実践研究を行う。

なお、研究に取り組むに当たっては、次の①～⑤を踏まえるものとする。

① 児童（生徒）が地域社会で起きている事柄に興味・関心をもち、地域社会の形成に参画する基礎を培うため、学校の所在地や自分たちの住む市区町村の政治の働き、経済並びに地方自治など地域の関係諸機関と連携した身近な地域に関わる学習の充実を図り、児童（生徒）が地域や社会生活における具体的な課題等を自分との関わりの中で捉えられるようにするための工夫等を明らかにする。

② 地域社会で起きている事柄について、実感をもって学習に取り組む視点から、現実の具体的な社会的事象を模擬的に取り上げたり、議論を通して多角的（多面的・多角的）に考えたりすることができるよう、児童（生徒）の発達の段階に応じた学習プログラムの開発を目指す。

③ 学習プログラムで扱う地域社会の抱える具体的な課題については、実践校において、学校が存在する地域の実情を踏まえるとともに、児童（生徒）の発達の段階に応じた適切な課題となるようにする。

例えば、小学校段階においては、地域の少子高齢化や国際化、自然災害への対応や備え、地域の開発や活性化、国民としての政治への関わり方などに関する課題が考えられる。また、中学校段階においては、地域の在り方、選挙など国民の政治参加、少子高齢社会における社会保障の充実・安定化、地域社会における法やきまり（国民生活に果たす憲法の役割などを含む）、個人や企業の経済活動における役割と責任、災害対策の充実、環境問題、身近な消費生活などに関する課題が考えられる。

④ 教科等間の連携については、特に特別活動の児童会活動（生徒会活動）について、主権者教育に関わる内容相互の関連を図るようするとともに、新学習指導要領において、充実を図った内容を取り入れたり、小・中学校への系統的なつながりに配慮したりする。

⑤ 家庭との連携及び地域社会の関係者（保護者、地域住民、行政機関（選挙管理委員会、議会事務局含む）、自治会、商工会、商工会議所、地域企業、社会教育団体、特定非営利活動法人等）との連携を工夫する。

【類型Ⅱ】

高等学校の公民科において、主権者として必要な資質・能力を育むため、社会を構成する自立した主体として、よりよい社会の形成に向けて必要な知識（社会の中で汎用的に使うことのできる概念等に関わる知識を含む）についての理解を深め、その理解を基に現代社会における諸課題について追究したり解決したりする学習の在り方に

ついでの実践研究を行う。

その際、平成 30 年 3 月に公示した高等学校学習指導要領の公民科に新必修科目として設置された「公共」の科目の目標や内容の趣旨を見据えた指導の工夫について実践研究に含めることとし、学習プログラムを開発・実施する。

なお、研究に取り組むに当たっては、次の①～⑤を踏まえるものとする。

- ① 現実の具体的な社会的事象を取り上げたり、模擬的な活動（模擬選挙、模擬議会など）を展開したりする際の指導方法の工夫改善を図る。

なお、模擬選挙の実施に際しては、特定非営利活動法人やシンクタンク等の外部団体による政党の選挙公約等の政策を比較可能な形でまとめた資料やデータを用いるなど取組を工夫する。

- ② 社会に参画する主体として自立することや、他者と協働してよりよい社会を形成することに向けて、現代社会の諸課題について追究したり解決したりする学習プログラムの開発を目指す。

特に、現実の具体的な社会的事象を取り上げる際には、例えば、異なる立場の主張、それぞれの主張の根底にある価値、他者の利益や損失等に留意させるなど、生徒が多面的・多角的に考え、議論を展開できるように指導を工夫する。

- ③ 学習プログラムで扱う現代社会の諸課題については、実践校において、生徒の実情を踏まえて設定するが、例えば、次のような事柄や課題が考えられる。

【主として法に関わる事項】

法や規範の意義及び役割[a]，
多様な契約及び消費者の権利と責任[b]，
司法参加の意義[c]

【主として政治に関わる事項】

政治参加と公正な世論の形成・地方自治[d]，
国家主権・領土（領海，領空を含む。）[e]，
我が国の安全保障と防衛[f]，
国際貢献を含む国際社会における我が国の役割[g]

【主として経済に関わる事項】

職業選択[h]，
雇用と労働問題[i]，
財政及び租税の役割，少子高齢社会における社会保障の充実・安定化[j]，
市場経済の機能と限界[k]，
金融の働き[l]，
経済のグローバル化と相互依存関係の深まり（国際社会における貧困や格差の問題を含む。）[m]

- ④ 教科等間の連携については、特に特別活動の生徒会活動について、新学習指導要領に示す内容のうち、主権者教育に関わる内容相互の関連を図るなど、生徒の学習負担にも配慮しつつ教育課程全体としての取組を工夫する。

- ⑤ 家庭や地域社会の関係者（保護者、地域住民、自治会、商工会、商工会議所、地域企業、社会教育団体、特定非営利活動法人やシンクタンク等の民間団体等など）との連携、専門家や関係諸機関（弁護士、税理士、社会保険労務士、関係行政部局（選挙管理委員会、議会事務局を含む）の担当者、消費生活相談員など）との連携・協働を円滑に進めるための方策の開発を目指す。その際、コーディネーターの活用等を含め、各種の専門性を有する学校外部の人材や地域社会の関係者との連携を工夫する。

【類型Ⅲ】

幼児期から高等学校段階までの実社会との接点を重視した学びの円滑な接続、関係する教科等間での連携など、学校種や教科等を越えた連携を推進することにより、児童生徒に主権者としての意識を涵養し、必要な資質・能力を確実に育成していく、教育課程全体を通じた指導の在り方についての実践研究を行う。

特に、教科等間の連携については、社会科、公民科を中心として、特別の教科 道徳、総合的な学習（探究）の時間、特別活動（特に児童会活動、生徒会活動など）等について、新学習指導要領に示す内容のうち、主権者教育に関わる内容相互の関連を図るなど、児童生徒の学習負担にも配慮しつつ教育課程全体としての取組を工夫する。

なお、研究に取り組むに当たっては、次の①②を踏まえるものとする。

- ① 小学校、中学校、高等学校の異なる校種間での連携方策を探る。（例えば、小学校・中学校の社会科における学習と高等学校公民科の必履修科目「公共」における学習との円滑な接続を図ったカリキュラムの開発など）

なお、幼稚園等と連携することも可能とする。

- ② 社会科、公民科を中心として、特別活動（特に児童会活動、生徒会活動など）をはじめ、特別の教科 道徳、総合的な学習（探究）の時間等について、それぞれの特質に応じた主権者教育の取組の工夫と、相互の関連を図った教科等横断的なカリキュラムの開発を推進する。

- 事業期間は令和5年3月までを予定している。ただし、委託契約については、年度ごとに締結することとし、委託契約期間は原則として、委託契約を締結した日から当該年度末までとする。

- 公募対象は都道府県教育委員会、政令指定都市教育委員会、市区町村教育委員会、国立大学法人、公立大学法人、学校法人であること。

- 事業規模（予算）及び採択件数はそれぞれ次のとおりであること。

事業規模：

- ・ 【類型Ⅰ】 及び 【類型Ⅱ】
1 件あたり 1,000 千円程度
- ・ 【類型Ⅲ】

1 件当たり 1,500 千円程度

採択件数：

- ・【類型Ⅰ】及び【類型Ⅱ】各3件（予定）
- ・【類型Ⅲ】2件（予定）

※ 事業の詳細は公募要領をご覧ください。

※ 文部科学省HPのお知らせ「調達総合案内」にも情報を掲載しております。

URL：<http://www-gpo3.mext.go.jp/MextKoboHP/list/kp010000.asp>

【本件担当】

文部科学省初等中等教育局教育課程課
教育課程総括係

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

電話：03-5253-4111(内線2073)

FAX：03-6734-3734

E-mail：kyoiku@mext.go.jp